

令和5年9月19日

厚生委員会資料

福祉保健部

目 次

【報告事項】

- | | | | |
|---|--------------------------|-------|-----|
| 1 | 介護保険料の遡及賦課誤りについて | | 1 頁 |
| 2 | 負担限度額認定申請における個人情報の漏洩について | | 3 頁 |

1 介護保険料の遡及賦課誤りについて

[介護保険課]

(1) 経緯

介護保険料につきましては、所得の変更などがあった場合、遡って変更（遡及賦課）しています。

この遡及賦課について、複数の自治体で誤りの事例があったことから、調査を行った結果、本市においても、遡及賦課の事務処理に誤りがあり、保険料を過大に徴収または過大に還付していたことが判明しました。

(2) 原因

平成27年4月1日施行の介護保険法改正（第200条の2）により、保険料の賦課決定は、各年度における最初の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後はできないと規定されました。

この最初の納期について、特別徴収（年金から天引き）は5月10日とすべきところ、普通徴収（納付書・口座振替）の第1期納期限8月5日として、また、賦課決定の日については、納入通知書発送日とすべきところ、賦課処理日として、事務処理を行っていました。

このため、本来賦課決定できない期間に、保険料を増額または減額変更し、過大徴収または過大還付となったものです。

(3) 件数及び金額

ア. 対象期間

平成29年度から令和5年度までに遡及賦課した平成27年度から令和3年度までの保険料

イ. 対象者及び金額

過大徴収した人数及び金額	101人	2,199,600円
過大還付した人数及び金額	79人	1,894,100円

(4) 今後の対応

保険料を過大に徴収した方には、職権により賦課決定の取消を行い、お詫びと還付についての案内を送付し、還付手続きを行います。

保険料を過大に還付した方には、本人の不利益となることから、職権による賦課決定の取消は行わず、保険料の返還を求めないこととします。

(5) 再発防止策

法改正の際には、複数の職員で内容を正確に把握し、事務処理に反映させるなど、適正な法解釈、運用を徹底し、再発防止に努めます。

2 負担限度額認定申請における個人情報の漏洩について

[介護保険課]

(1) 経緯

負担限度額認定は前年の所得状況と預貯金等の資産状況によって基準に該当するか判定しています。申請時には通帳のコピーを求めています。添付されていない場合、市から金融機関へ照会を行い、回答内容を一覧表にし、負担限度額認定の事務処理にのみ使用しています。

金融機関へ照会を行った被保険者からの申請書を受領しましたが、既に申請書が提出されていたことに気づき、1部を郵便で返送する際、誤って一覧表を同封し、他の被保険者の情報が届いてしまったものです。

(2) 原因

書類の内容を確認せず、誤って同封してしまったことによるもの。

(3) 判明した日

令和5年8月29日(火)

(4) 漏洩した情報

氏名、被保険者番号、金融機関の口座残高 14名分

(5) 対応

誤送付した一覧表に記載されていた被保険者には、経緯を説明し謝罪しました。

一覧表を受け取った被保険者には、経緯を説明し謝罪するとともに、誤送付した一覧表を回収しました。

(6) 再発防止策

今回の誤送付の原因を検証し、事務処理手順を見直し、マニュアル化するとともに、全ての送付書類の内容の確認やダブルチェックを徹底し、再発防止に努めます。

